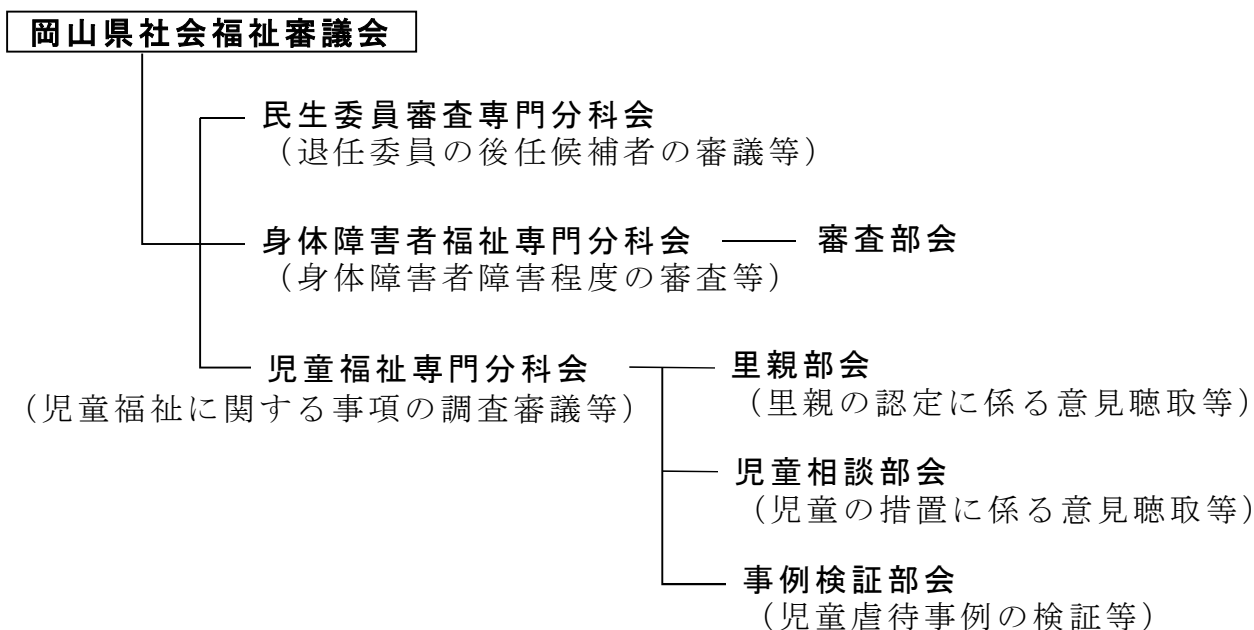


岡山県社会福祉審議会について

● 概 要

- ・ 社会福祉に関する事項(精神障害者福祉に関する事項を除く。)について調査審議するため、社会福祉法第7条第1項に基づく県必置の附属機関として設置されている。
- ・ 専門事項の調査審議を行うため、法による必置内部組織として、民生委員審査専門分科会と身体障害者福祉専門分科会が設置され、条例により、児童福祉専門分科会が設置されている。

● 組 織



● 開催回数

- ・ 全体会議 年 1 回程度
- ・ 民生委員審査専門分科会 年 7 回程度 (書面審査を含む)
- ・ 身体障害者福祉専門分科会 年 6 回程度 (部会を含む)
- ・ 児童福祉専門分科会 年 6 回程度 (部会を含む)

● 委員数 委員 14名 臨時委員 29名

● 任期 3年 (令和5年4月1日～令和8年3月31日)

岡山県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会について

1 分科会の位置づけ

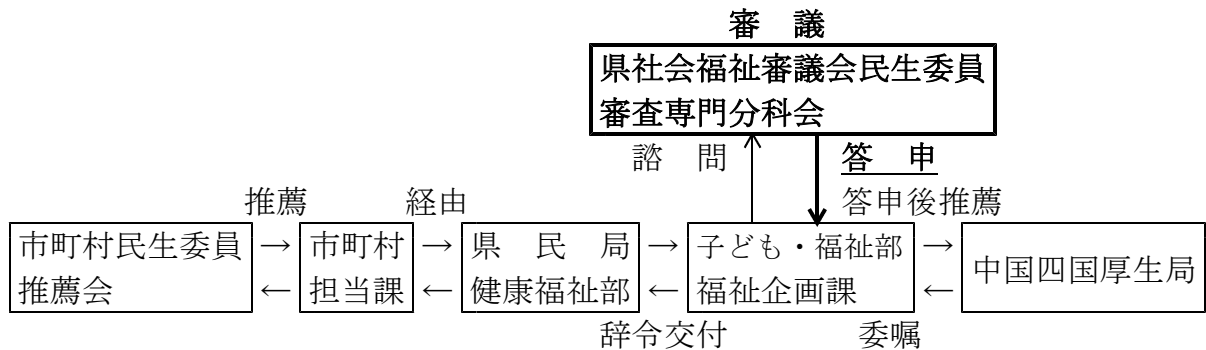
地方社会福祉審議会に、民生委員の適否に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を置く。(社会福祉法第11条第1項)

2 分科会の分掌(岡山県社会福祉審議会運営規程別表第1)

- (1) 民生委員の推薦に関する知事諮問への答申(民生委員法第5条第2項)
- (2) 民生委員推薦会に対する知事再推薦命令に関する知事諮問への答申(民生委員法第7条第1項)
- (3) 民生委員推薦会の再推薦がない場合の適任者の知事推薦に関する知事諮問への答申(民生委員法第7条第2項)
- (4) 民生委員の解嘱に関する知事具申への同意(民生委員法第11条第2項)
- (5) 民生委員の解嘱具申に対する同意審査に係る本人への通告(民生委員法第12条第1項)

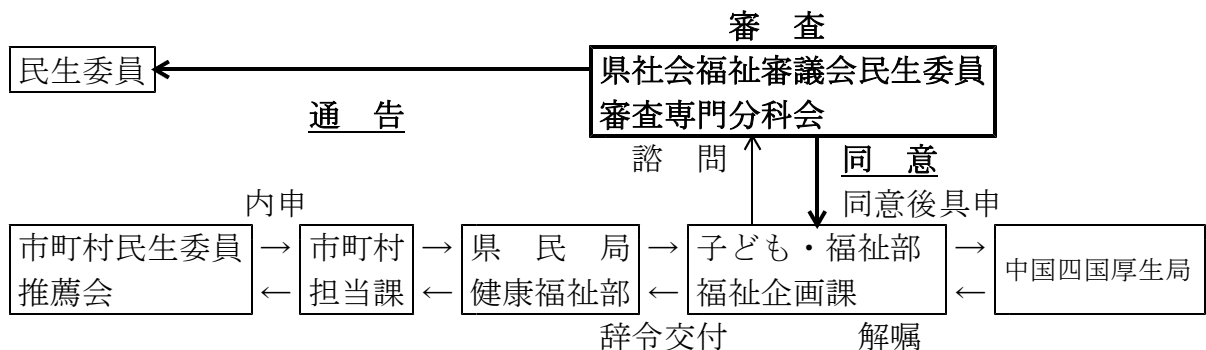
(参考) 民生委員児童委員の委嘱・解嘱手続の流れと分科会の役割

○委 嘱



○解 嘱

(職務の遂行に支障がある場合など民生委員法第11条第1項各号に該当する場合)



岡山県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会について

1 分科会の位置づけ

地方社会福祉審議会に、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。（社会福祉法第11条第1項）

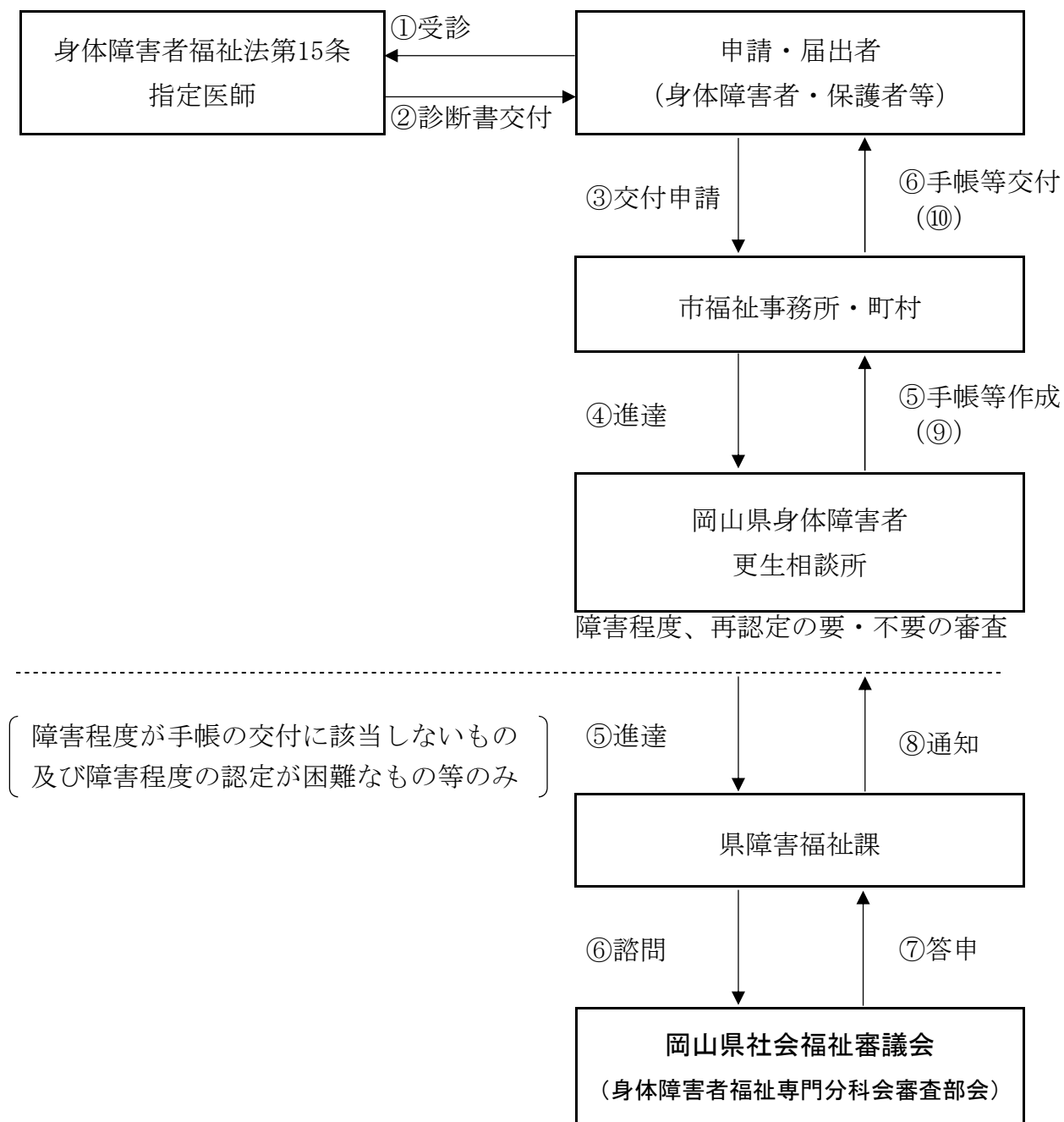
2 分科会の分掌（岡山県社会福祉審議会運営規程表第1）

身体障害者の福祉に関する知事の諮問に係る答申又は関係行政機関への意見具申（身体障害者福祉専門分科会審査部会の分掌を除く。）（社会福祉法第7条第1項及び第2項関係）

3 分科会審査部会の分掌（岡山県社会福祉審議会運営規程表第2）

- （1）医師の指定に関する知事の諮問に係る答申（身体障害者福祉法第15条第2項）
- （2）医師指定の取消しに関する知事の諮問に係る答申（身体障害者福祉法施行令第3条第3項）
- （3）障害程度非該当認定に関する知事の諮問に係る答申（身体障害者福祉法施行令第5条第1項）
- （4）障害認定に関する知事の諮問に係る答申（身体障害者福祉法第15条第4項関係）
- （5）自立支援医療を担当する医療機関の指定、指定の辞退又は指定の取消しに関する知事の諮問に係る答申（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条、第65条及び第68条関係）
- （6）知事の指定を受けた自立支援医療等を担当する医療機関の医療の種類の変更承認に関する知事の諮問に係る答申（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条関係）
- （7）特別障害者手当等の障害認定に関する知事の諮問に係る答申（特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条関係）

障害認定に関する流れと審査部会の役割



(注) 政令市・中核市については、独自で身体障害者手帳交付事務を行っている。

岡山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会について

1 分科会の位置づけ

児童福祉に関する事項等を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会を置くものとする。ただし、社会福祉法の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあっては、この限りでない。(児童福祉法第8条第1項)

2 分科会の分掌（岡山県社会福祉審議会運営規程別表第1）

- (1) 児童、妊産婦及び知的障害者に関する事項についての調査審議、知事諮問への答申及び関係行政機関への意見具申（児童福祉法第8条第2項及び第4項）
- (2) 児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること（児童福祉法第8条第9項）
- (3) 設備又は運営が最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる児童福祉施設の設置者に対し、その事業の停止を知事が命ずるとき意見を述べること（児童福祉法第46条第4項）
- (4) 無認可児童福祉施設について、その事業の停止又は施設の閉鎖を知事が命ずるとき意見を述べること（児童福祉法第59条第5項）
- (5) 児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう知事が勧告するとき意見を述べること（児童福祉施設最低基準第3条）
- (6) 母子家庭等の福祉に関する事項についての調査審議、知事諮問への答申及び関係行政機関への意見具申（母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条）
- (7) 母子及び父子並びに福祉資金貸付金の貸付けを県が停止するとき意見を述べること（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第13条）
- (8) 母子保健に関する事項についての調査審議、知事諮問への答申及び関係行政機関への意見具申（母子保健法第7条）

3 分科会里親部会の分掌（岡山県社会福祉審議会運営規程別表第2）

知事が里親の認定をするとき意見を述べること（児童福祉法施行令第29条）

4 分科会児童相談部会の分掌（岡山県社会福祉審議会運営規程別表第2）

児童の措置等に関して報告を受け、知事に意見を述べること（児童福祉法第27条第6項、児童虐待の防止等に関する法律第13条の5）

5 分科会事例検証部会の分掌（岡山県社会福祉審議会運営規程別表第2）

- (1) 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析・検証を行い、知事に報告すること（児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項）
- (2) 被措置児童等虐待に関する届出を受理し、知事に通知すること（児童福祉法第33条の12第1項及び第3項並びに第33条の15第1項）
- (3) 知事から被措置児童等虐待に関する報告を受け、意見を述べること。また、必要に応じ調査を行うこと（児童福祉法第33条の15第2～4項）

社会福祉審議会の根拠法令

■社会福祉法(抄)

(地方社会福祉審議会)

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

(委員)

第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(臨時委員)

第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

(委員長)

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

(専門分科会)

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

(地方社会福祉審議会に関する特例)

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第1項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

■社会福祉法施行令（抄）

（民生委員審査専門分科会）

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

（審査部会）

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

■岡山県社会福祉審議会条例（抄）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する審議会その他の合議制の機関として、岡山県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任期）

第3条 審議会の委員の任期は、3年とし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長の職務を代理する委員）

第4条 審議会の委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 法第9条第1項に規定する特別の事項について会議を開き、議決をする場合には、同項に規定する臨時委員を委員とみなし、前2項の規定を適用する。

（専門分科会）

第6条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この条において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の各専門分科会に会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員

の互選によってこれを定める。

- 3 会長は、その専門分科会の事務を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(民生委員審査専門分科会)

第7条 前条第2項の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同項中「委員及び臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

- 2 前項において準用する前条第2項の規定により民生委員審査専門分科会に置かれる会長については、同条第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、同項中「委員又は臨時委員」とあるのは、「委員」と読み替えるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条に定めるところによるほか、その定めるところにより、専門分科会に部会を置くことができる。

- 2 前項の規定により置かれる部会に属すべき委員及び臨時委員(民生委員審査専門分科会に置かれる部会にあっては、委員)は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 第6条第3項及び第4項の規定は、部会長について準用する。
- 5 審議会は、その定めるところにより、第1項の規定により置かれる部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(児童福祉に関する調査審議)

第9条 審議会は、法第7条第1項に規定する事項のほか、法第12条第1項の規定により児童福祉に関する事項を調査審議するものとする。